

## ○小浜市議会傍聴規則

平成15年3月20日

議会規則第1号

改正 平成31年3月22日議会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席および報道関係者席に分ける。

(傍聴の手續)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所において小浜市議会傍聴受付票（様式第1号）に必要事項を記入し、係員に提出した後、その指示に従い傍聴しなければならない。

2 会議を傍聴しようとする者が団体である場合においては、当該団体の代表者は、所定の場所で小浜市議会団体傍聴受付票（様式第2号）に必要事項を記入し、係員に提出した後、その指示に従い傍聴しなければならない。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、一般席については44人、報道関係者席については10人とする。ただし、議長が特に認めた場合については、定数を超過して傍聴することができる。

(議場への入場禁止)

第5条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 会議を妨害し、または人に迷惑を及ぼすおそれのある者は、傍聴席に入ることができない。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなくてはならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (2) 会議の進行を妨げないよう静粛にすること。
- (3) はち巻をする等示威的な服装および行為をしないこと。
- (4) 飲食をしないこと。
- (5) 携帯電話等の通信機器その他音を発する機器は、電源を切り、または音を発しない状態にすること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、動画等の撮影および録音等の制限)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影し、または録音等を行うときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときおよび会議終了後は、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

2 議長は、法第130条第1項および第2項または前項の規定により退場を命ぜられた者については、当日の入場を禁止することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(小浜市議会傍聴人取締規則の廃止)

2 小浜市議会傍聴人取締規則(昭和26年4月28日議決)は、廃止する。

附 則(平成31年3月22日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。